

プール給水装置等保守点検業務仕様書

【本契約抜粋】

第3 この契約による委託期間は、5月25日から11月30日までとする。

第5 受託者は、別添保守点検仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 委託業務の処理に使用する補給品は、受託者の負担とする。ただし、修理については、市の負担とする。

【仕様書】

1 保守点検内容

この契約で保守点検とは、プール開場前に行う給水管等の漏水点検、給水装置の取付、不良箇所の発見及びプール閉場後に行う水抜等越冬対策（給水装置の取外し等）の実施をいう。

2 保守点検方法

受託者は、年2回、市の指定する日に受託者の指定する技術職員を派遣し、保守点検を行う。

3 点検表の提出

受託者は、保守点検を行ったときは、直ちに点検表を作成して市に提出し、その確認を受けるものとする。